



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2025 年 2 月 19 日(水)

雇用保険法の改正

令和 7 年 4 月 1 日改正施行

雇用保険では 4 月以降、大きくいうと 4 項目が改正されます。順に見てみましょう。

①自己都合退職者の給付制限期間の見直し
……退職者が失業給付（基本手当）を受け
際の給付制限は現在 7 日間の待機期間の
後、給付制限期間が 2 か月ありますが、4
月からは 1 か月に短縮されます。基本手当
が早くもらえることで求職活動もより積極
的になり、再就職までの期間が早まるとみ
ています。

しかし 5 年間で 3 回以上の自己都合退職
をした場合の給付制限期間は現状の 3 か月
のままで、短期に転職を繰り返す人に歯止
めをかけています。

一方で離職期間中や離職日前の 1 年以内
に教育訓練給付金の支給対象となる教育訓
練を受けた場合の給付制限はなく、待機期
間終了後すぐに基本手当が受けられます。

②教育訓練給付金の創設……教育訓練給付
は 2024 年 10 月に給付率を引き上げました。
2025 年 10 月には新たに「教育訓練休暇給
付金」を設けます。

在職中に教育訓練のための休暇（無給）
を取得した人に基本手当相当を支給するも
のです。

③シニア向けの改正……高年齢雇用継続給
付金の給付率が下がります。60 歳以降も働
き賃金が 60 歳時点の 75%未満に下がった
人に対し、今までは最大下がった賃金の
15%が支給されてきましたが、10%に引き
下げられます。対象は 4 月以降に 60 歳に
なる方です。すでに受給している方は以前と
同様 15%です。

④育児関係 2 つの給付金を新設

ア、「出生後休業支援給付金」 男性が子の
出生後 8 週間以内に 14 日以上の子
育休取得した場合、最大 28 日育休給付に
13%上乗せし、通常の給付率 67%に足して
80%とします（手取りで 10 割相当になる）。
男性の子育休取得を促すための対策です。

イ、「育児時短就業給付金」 2 歳未満の子
を養育するために短時間勤務をして賃金
が下がった場合、支払われた賃金の最大 10%
を支給し、時短勤務で減った賃金を補う制
度が作られます。



法改正を理解し
て対象者に周知
してもらわな
く
てはなりません
ね